

(別紙)

工事に係る最低制限価格の設定基準について

原則として予定価格が300万円を超える工事(予定価格が300万円以下の工事であっても、予算執行者が必要と認めた工事)の請負契約に係る競争入札を行う場合には、最低制限価格制度を適用する。

最低制限価格の設定

予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で、次に掲げる(ア)から(エ)の合計額とする。

【土木工事】	【建築工事】
(ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	(ア) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
(イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	(イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
(ウ) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	(ウ) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
(エ) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額	(エ) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(都市整備課土木係)